

- 1 本質問書は令和7年6月24日（火曜日）午後4時までに精華町消防本部・署へ提出（持参）すること。
 - 2 質問回答日は令和7年7月3日（木曜日）とする。回答する場合は、精華町消防本部・署から回答書をFAXで送信する。（電話での回答はいたしません。）
 - 3 質問がない場合は提出不要。また、提出期限後に提出されたものは受け取らない。
- 問合せ先 精華町消防本部・署（TEL：0774-94-5630）